

せいしん「自然災害時返済支援付 住宅ローン」商品概要

対象となる住宅ローン	1.新たに当金庫でご契約される住宅ローンであること(すでにご融資させていただいているローンからの切替はできません)。 ※対象となる商品については、窓口でご確認ください。 2.資金使途に建物取得(購入・建築・増改築)資金、または建物取得(購入・建築・増改築)に係る諸費用が含まれていること。 ※土地購入資金は対象外となります。
対象となる物件	借主となるお客さまご本人居住用の物件であること。建築年月日が昭和57年1月1日以降の物件であること。 ※当初お借入時の住宅ローン対象物件を再建築した場合は本特約の対象外となります。
ご融資利率	上記対象商品のご融資利率に対し +0.05% ※上乗せ金利は変動する可能性があります。その際は事前に通知いたしますが、変動に同意いただけない場合は、自動的に失効となります。
免除(払い戻し)の内容	ご融資対象物件であるご自宅が、自然災害(水災・風災・ひょう災・雪災・落雷を直接もしくは間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失)※地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失(は対象外)に罹災した場合に、その罹災の程度に応じて住宅ローンの約定返済を一部免除(払い戻し)します。
免除(払い戻し)の期間	罹災日以降最初に到来する約定返済日を起点とし、罹災の程度に応じた下記回数の約定返済が終了するまでの期間とします。 ●「全壊」…24回 ●「大規模半壊」…12回 ●「半壊」…6回 ※一部損壊は免除(払い戻し)の対象外となります。 ※罹災した後、免除期間中に約定返済を延滞している場合でも、上記の回数の約定返済額相当額が免除されますが、延滞となっている約定返済は、原則遅延損害金を加えて返済する必要があります。 ※罹災日から住宅ローン完済日までの約定返済回数が上記回数に満たない場合は、罹災日から住宅ローン完済日までの期間とします。
免除(払い戻し)の金額	免除期間中の約定返済額(元金および約定利息)相当額となります。ただし、以下の制限があります。 ●免除(払い戻し)金額1カ月あたりの上限は、罹災日時点の毎月返済部分の次回約定返済額となります。ボーナス増額返済部分については、罹災日時点のボーナス増額返済部分の次回約定返済額(確定していない場合は、直前のボーナス増額返済部分の約定返済額)が上限となります。 ●線上返済や適用金利変更、返済額見直し等いかなる約定返済額変更であっても、免除(払い戻し)金額は上記の上限額が適用され、増額はされません。 ●一部線上返済等、隨時のご返済は免除の対象となりません。 ●遅延損害金は、免除(払い戻し)の対象となりません。 ●複数回罹災し、免除期間が重複する場合は、重複した免除金が払い戻されることはありません。
免除(払い戻し)の方法	住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていたい後に、所定の約定返済額相当額をお客さまの返済用預金口座へ払い戻す形式となります。 ●罹災証明書ご提出日の翌月の当金庫所定日に、罹災日以降すでにご返済済みの約定返済額(元金および約定利息)相当額を一括してお客様の返済用預金口座へ払い戻します。ただし、場合により、翌々月の当金庫所定日に一括して払い戻すこともあります。 ●罹災証明書ご提出日以降、免除期間が残る場合は、免除期間から一括して払い戻した期間分を差し引いた期間分について、1ヵ月ごとに免除対象となる約定返済日の属する月の翌月の当金庫所定日に返済預金口座へ払い戻します。 ●罹災日から住宅ローン完済までの期間が免除期間に満たない場合は、完済日までの約定返済額を免除(払い戻し)します。
本特約が適用されない場合	●自然災害を直接または間接の原因としないご自宅の罹災(例:失火による火災等) ●原契約において期限の利益を喪失した場合 ●市区町村等から罹災証明書が発行されない場合、また正当な理由なく、発行された罹災証明書を罹災日から2年後のお応当日までに当金庫へご提出いただけない場合 ●本特約に基づく免除を受けるために、お客さま、またはお客さま以外の第三者(免除の全部または一部の適用を受ける法定相続人等)の故意、もしくは重大な過失によって損害が生じた場合または法令違反があった場合 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により被害に遭った場合 ●核燃料物質(使用済燃料を含む)または、核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故により被害に遭った場合 ●地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とするご自宅の罹災
本特約の解約	●借入期間中に当金庫所定の方法により本特約の解約を申し入れた場合、解約することができます。解約日は、解約を申し入れた日の次回約定返済日となります。 ●解約日の午後12時までに発生した罹災については、本特約に従い免除(払い戻し)します。 ●解約日の翌日以降、本特約に基づく金利の上乗せは行わないものとします。なお、それまでに上乗せしていた分は返還しません。
本特約の失効	●本特約の継続・維持が困難となる事由が生じた場合、本特約が失効することがあります。 ●当金庫は本特約の継続・維持が困難と判断する日を失効日として定め、失効日の30日前までを目安に、お客さまのお届けの住所宛に書面にて通知します。 ●失効日の翌日以降、本特約に基づくご融資利率の上乗せ(年0.05%)は行いません。なお、それまで上乗せしていた分のお利息はお返ししません。 ●失効日の午後12時までに罹災し、失効後も免除期間が残る場合には、所定の回数分を免除(払い戻し)します。
免除(払い戻し)された金額への課税について	本特約に基づき免除(払い戻し)された金額は雑所得として課税されます。免除(払い戻し)された場合には、確定申告が必要となります。お手続き等詳しくは税務署へお問い合わせください。
その他ご留意いただきたい事項	●本特約は、所定の自然災害発生時のご融資対象物件の罹災の程度によって、所定の約定返済額相当額を払い戻すものであり、以降の返済を全て免除(払い戻し)したり、約定返済を停止するものではありません。返済用預金口座の残高が不足すると、約定返済が不能となり、延滞となりますので、ご注意ください。 ●罹災証明書をご提出いただいた後、免除(払い戻し)の実施までには、一定の期間が必要となります。 ●本特約付住宅ローンの全額または一部を線上返済した場合でも、解約返済金はありません。

せいしん 住宅ローン

自然災害時
返済支援付



台風(風災)



豪雨(水災)

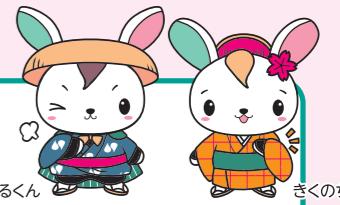


ひょう災・雪災



落雷

りさい
上記による自宅の罹災の程度に応じて **最大24カ月分**
住宅ローンの返済額を **免除(払い戻し)**



ポイント
1

ご自宅が罹災した場合、その程度に応じて
住宅ローンのご返済^(*)を一部免除(払い戻し)

※毎月の元金および約定利息のご返済(ボーナス返済併用の場合は、ボーナス返済も含む)を指し、一部線上返済等の随時返済は含みません。

「全壊」
〔全焼・全流出〕を含む
約定返済 24回分
免除(払い戻し)

「大規模半壊」
〔半焼〕を含む
約定返済 12回分
免除(払い戻し)

「半壊」
〔半焼〕を含む
約定返済 6回分
免除(払い戻し)

りさい
免除(払い戻し)を受けるには、当金庫に **罹災証明書** をご提出いただく必要があります。

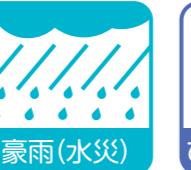
ポイント
2

身近な自然災害に備えた特約内容

<対象となる自然災害>



台風(風災)



豪雨(水災)



ひょう災・雪災



落雷

**住宅ローン
金利 + 年 0.05%**

例えば、2,000万円を20年でお借入の場合、追加負担額は約**500円／月額**となります

試算の前提 せいしん「自然災害時返済支援付住宅ローン」:年2.525%(せいしん住宅ローン変動金利型
基準金利年2.475%+0.05%) 每月元利均等返済(ボーナス返済なし)・線上返済なしとして試算。
※地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とするご自宅の罹災は対象外となります。

対象となる自然災害の具体的な事例

せいしん「自然災害時返済支援付住宅ローン」の対象となる自然災害は



となります。

年々増加する「ゲリラ豪雨」や毎年のように襲来する「台風」など、自然災害に対するリスクに備える必要があります。

もしマイホームが自然災害にあったら？

どのような経済的な負担が予想されるのでしょうか。例えば、家屋の修繕費用や居住できるようになるまでの避難先の家賃や生活費等が発生する可能性があります。住宅ローンの返済に加えてかかるこれらの出費について、どのように備えておけばいいのでしょうか。

----- 罹災時(全壊し住宅を建替えた場合)に必要となる費用の例 -----

《出費・金額例》

- ◆仮すまい費用:130万円
 - ・ホテル宿泊費:3万円×10日間
 - ・アパートの敷金・礼金・家賃等:家賃10万円×10ヶ月
- ◆当面の生活必需品購入費用:100万円(6ヶ月分)
- ◆物件の解体・撤去・整地費用:300万円
- ◆新居の購入費用:2,000万円
- ◆家電製品等の家財購入費用:50万円



- ◆引越費用:30万円
- ◆新居の購入費用:2,000万円
- ◆家電製品等の家財購入費用:50万円



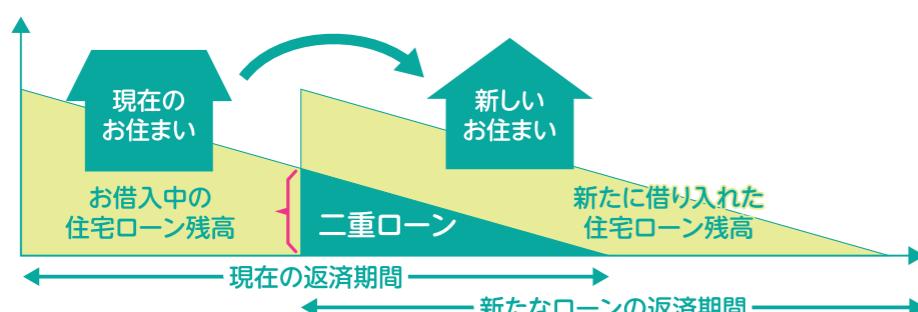
Point 火災保険だけでは、補償に限度があります。

火災保険は、火災や風災・水災、その他の災害・事故等によって生じる建物や家財等の損害を補償することを目的としています。

火災保険の保険金では上記例のような費用をまかないきれない恐れがあります。

二重ローンにご注意を!

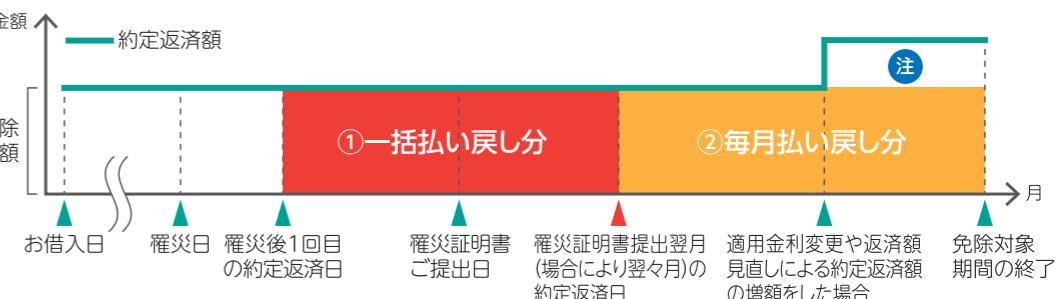
自然災害によりご自宅が損害を受けた場合、建替え等のために新たな借入が必要となり、これまでの住宅ローンに加えて新たな住宅ローン返済が発生する、いわゆる「二重ローン」となる可能性があります。



本特約における免除とは？

本特約における免除とは、住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていた後に、所定の約定返済額相当額をお客さまの返済用預金口座へ払い戻すことをいいます。

免除(払い戻し)内容	ご融資対象物件であるご自宅が自然災害(水災・風災・ひょう災・雪災・落雷を直接もしくは間接の原因とする火災・損壊・埋没または流出)に罹災した場合、その罹災の程度に応じて住宅ローンの約定返済を一部免除(払い戻し)します。 ※地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とするご自宅の罹災は対象外となります。 ※市区町村等が発行する「罹災証明書(罹災状況を公的に証明した書類)」により、「全壊」「全焼」「全流出」を含む、「大規模半壊」「半壊」「半焼」を含むと認定されたことを確認させていただきます。
免除(払い戻し)金額	免除金額の1ヵ月当たりの上限は、罹災日時点の毎月返済部分の次回約定返済額となります。ただし、ボーナス増額返済部分については、罹災日時点のボーナス増額返済部分の次回約定返済額(確定していない場合は、直前のボーナス増額返済部分の約定返済額)が上限額になります。 <small>注 線上返済や適用金利変更、返済額見直し等いかなる約定返済額変更であっても、免除(払い戻し)金額は上記の上限額が適用され、増額はされません。</small>
免除(払い戻し)方法	住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていた後に、所定の約定返済額相当額をお客さまの返済用預金口座へ払い戻す形式となります。 ①免除期間の起算日は、罹災日以降最初に到来する約定返済日となります。罹災証明書ご提出日の翌月の当金庫所定日に、ご提出日を含む月までの免除金を返済用預金口座へ一括して払い戻します。ただし、場合により、翌々月の当金庫所定日に一括して払い戻すこともあります。 ②罹災証明書ご提出日を含む翌月以降に①を払い戻した後、免除期間が残る場合は免除期間から①で払い戻した期間分を差し引いた期間分について、1ヵ月ごとに、免除対象となる約定返済日を含む月の翌月の当金庫所定日に返済用預金口座へ払い戻します。 ※罹災日から住宅ローン完済までの期間が免除期間に満たない場合は、完済日までの約定額相当額を免除(払い戻し)します。 《全壊(24回免除(払い戻し)で罹災後6ヵ月経過後に罹災証明書を当金庫へご提出されたケース》



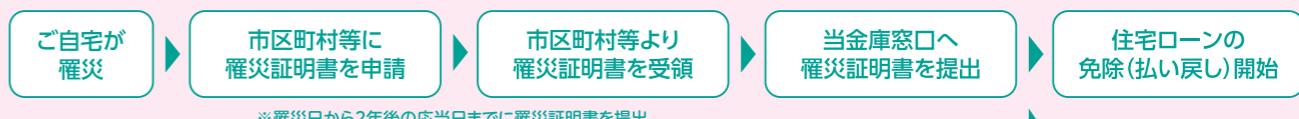
罹災状況の程度の目安

	「全壊」 (「全焼」「全流出」を含む)	「大規模半壊」	「半壊」 (「半焼」を含む)
建物主要部分の損害割合	50%以上	40%~50%未満	20%~40%未満

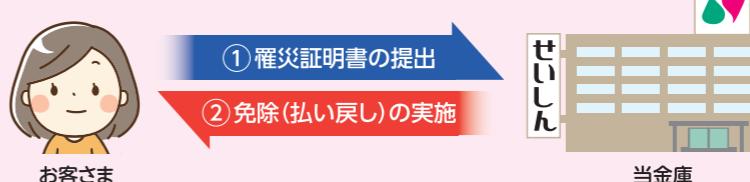
罹災の程度に応じて、約定返済が一部免除(払い戻し)となります。
「半壊」以上の罹災が対象であり、「一部損壊」は対象外となります。

ご自宅が罹災した場合の手続き

罹災日から2年後の応当日までに罹災証明書をご提出ください。なお、市区町村等により申請書・罹災証明書の書式や申請にあたっての必要書類が異なりますので、くわしくは市区町村等へお問い合わせください。



免除(払い戻し)手続きの流れ



罹災証明書を提出後、当金庫で所定の手続きが必要となりますので、免除(払い戻し)の実施までには一定の期間が必要となります。